

みなかみ町事業復活特別支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大、燃料価格又は物価の高騰に起因して売上高が減少している町内の事業者の皆様に町独自の支援金を交付いたします。

支給対象者

令和3年10月時点で、みなかみ町内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者及びフリーランスを含む個人事業主であって、事業継続に取り組み、次の①②どちらかの要件を満たしている者。(農林漁業者も含まれます。)

ただし、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は交付対象外です。

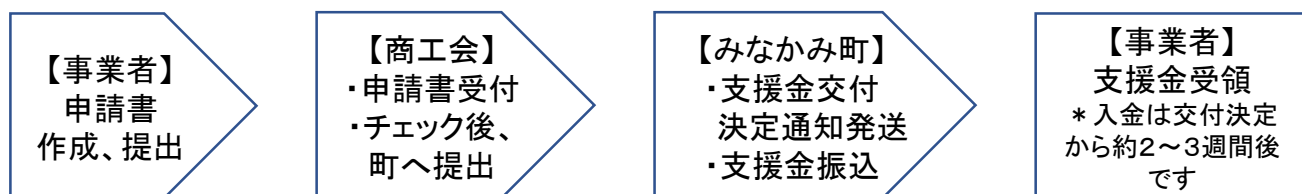
要件① 国の事業復活支援金を受給している。

要件② 令和3年11月から令和4年10月の間のいずれかの月(対象月)の売上金額が、平成30年11月から令和3年10月までの任意の同じ月(基準月)と比較して10%以上減少した月がある。

支給金額

法人 **10万円** 個人 **5万円** ※1事業者につき1回限りです。

申請の流れ



申請書作成支援及び申請書の受付を**みなかみ町商工会**が実施します。

なお、**完全予約制**で行いますので、必ず予約してからみなかみ町商工会へお越しください。

予約開始日

令和4年9月20日(火)～ 午前9時～午後5時 (平日のみ受付)

みなかみ町商工会 電話番号:62-1155

集合受付

会場:みなかみ町観光センター2階(みなかみ町月夜野1744-1) ※土・日・祝日除く

日時 第1回 令和4年 9月28日(水)～ 10月 7日(金) 午前10時～午後5時

第2回 令和4年10月17日(月)～ 10月21日(金) 午前10時～午後5時

受付期間 令和4年9月28日(水)～12月23日(金)

* 集合受付期間以降でも申請受付を行いますが、必ず商工会へ電話してからお越し下さい。

* 交付申請にかかる書類はみなかみ町ホームページからダウンロードできます。

また、観光商工課・商工会(みなかみ町観光センター2階)、水上支所、新治支所でも配布します。

申請書の提出先は **みなかみ町商工会** です。

〒379-1313 みなかみ町月夜野1744-1 みなかみ町観光センター2階

【お問合わせ先】

申請に関する問い合わせ:みなかみ町商工会

電話番号:62-1155

支払いに関する問い合わせ:みなかみ町観光商工課

電話番号:25-5018

共通

- みなかみ町事業復活特別支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - 誓約書(様式第2号)
 - 振込口座通帳の口座名義人及び口座番号が記載された箇所(通帳の「表紙」と表紙を開いた「見開き面」)の両方を添付してください)
 - 申請者の情報が確認できる書類(※)
- <法人>
直近の法人税の確定申告書別表1又は履歴事項全部証明書の写し(発行から3か月以内のもの)
- <個人事業主>
- ①本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
 - ②令和3年分確定申告書の控えの写し
 - ・青色申告:令和3年分確定申告書第1表及び所得税青色申告決算書の控え
 - ・白色申告:令和3年分確定申告書第1表及び収支内訳書の控え
- その他町長が必要と認める書類

国が実施した事業復活支援金の給付を受けた法人及び個人事業主

- 国の事業復活支援金の給付通知書の写し又は国の事業復活支援金申請時の申請マイページの写し及び国の事業復活支援金の入金があったことを示すものの写し

売上が10%以上減少した法人及び個人事業主

- 事業収入 補足シート(様式第1号別紙)
 - 基準月(平成30年11月～令和3年10月)における事業収入が確認できる書類(※)
- <法人>
確定申告書別表1及び法人事業概況説明書
- <個人事業主>
青色申告:基準月を含む確定申告書第1表及び所得税青色申告決算書の控え
白色申告:基準月を含む確定申告書第1表及び収支内訳書の控え
- 対象月(令和3年11月～令和4年10月)における事業収入が確認できる書類(※)
決算が完了している場合は該当部分の確認できる書類
決算が完了していない場合は売上台帳等
- <法人>
確定申告書別表1及び法人事業概況説明書
- <個人事業主>
・青色申告:対象月を含む確定申告書第1表及び所得税青色申告決算書の控え
・白色申告:対象月を含む確定申告書第1表及び収支内訳書の控え
- (※) 確定申告の書類は、次のいずれかを添付してください。
(1) 紙媒体での申告の場合は、税務署受付印のあるものの写し。
(2) 電子申告の場合は「メール詳細(受信通知)」。
(3) 税務署発行の「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」。

【お問合わせ先】

申請に関する問い合わせ:みなかみ町商工会
支払いに関する問い合わせ:みなかみ町観光商工課

電話番号:62-1155
電話番号:25-5018